

2022年度の後期高齢者支援金の加算・減算について

厚生労働省 保険局 保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 加算について

2. 減算について

3. 保険者機能の総合評価の指標の達成状況

2022年度後期高齢者支援金の加算について

- 2021～2023年度の後期高齢者支援金の加算は、特定健診・保健指導ごとに実施率が下表朱書きの上限値未満を対象範囲とし、各年度ごとに対象範囲と加算率を設定している。
- **2022年度後期高齢者支援金における加算対象保険者**は、2021年度の特定健診・保健指導の実績から**85組合が該当**となり、**加算の総額は約10億2,601万円**(※)となった。
※2022年度確定後期高齢者支援金額に対する加算額
 (保険者種別ごとの詳細は次頁参照)

【後期高齢者支援金の加算率（加算（ペナルティ）の計算方法）】

特定健診の実施率			加算率		
単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保・私学共済 全国土木建築国保	2021年度 (2020年度実績)	2022年度 (2021年度実績)	2023年度 (2022年度実績)
45%未満		42.5%未満	5.0%	10%	10%
45%以上～ 50%未満		42.5%以上～ 45%未満	1.0% (※)	3.0%	
50%以上～ 57.5%未満		45%以上～ 50%未満			4.0%
57.5%以上～ 60%未満		50%以上～ 55%未満	—	1.0%	2.0%
60%以上～ 65%未満		55%以上～ 60%未満	—	0.5% (※)	1.0%
65%以上～ 70%未満		60%以上～ 63.2%未満	—	—	0.5% (※)

特定保健指導の実施率			加算率		
単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保・私学共済 全国土木建築国保	2021年度 (2020年度実績)	2022年度 (2021年度実績)	2023年度 (2022年度実績)
0.1%未満			5.0%	10%	10%
0.1%以上～1%未満			1.0%	3.0%	
1%以上～2.75%未満		1%以上～1.5%未満			4.0%
2.75%以上～5.5%未満		1.5%以上～ 2.5%未満	3.0%	2.0%	3.0%
5.5%以上～7.5%未満		2.5%以上～ 3.5%未満	0.5% (※)	1.0%	2.0%
7.5%以上～10%未満		3.5%以上～ 5%未満	0.5% (※)	0.5% 健保等のみ (※)	1.0% 健保等のみ (※)
10%以上～ 11%未満	10%以上～ 11.7%未満	—	—	(共済組合のみ 対象) 0.5% (※)	1.0% (※)
11%以上～ 11.4%未満	11.7%以上～ 13.5%未満	—	—	—	0.5% (※)

<補足事項>

- ・ 全国土木建築国民健康保険組合は、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号（令和5年7月4日施行時点））に基づき、総合健保・私学共済と同じ基準で判断。
- ・ 該当年度の(※)の区間において、特定健診・保健指導（法定の義務）以外の取組が一定程度（減算の指標で集計）行われている場合には加算を適用しない。
- ・ 特定健診と特定保健指導の加算率を合計して10%を超える場合の加算率は10%（法定上限）となる。

2022年度後期高齢者支援金の加算対象保険者（保険者種別毎の内訳）

〈2022年度支援金の加算対象保険者の内訳〉

加算対象保険者	<合計>	85組合
特定健診及び 特定保健指導の 加算率の合計	10.0%	11組合
	3.5%	2組合
	3.0%	13組合
	2.5%	3組合
	2.0%	17組合
	1.0%	24組合
	0.5%	15組合

加算率		加算対象保険者 <合計>	単一健保	総合健保等	共済組合
		85組合 (121組合)	65組合 (105組合)	15組合 (11組合)	5組合 (5組合)
特定健診	10.0%	2組合	1組合	1組合	0組合
	3.0%	8組合	8組合	0組合	0組合
	1.0%	5組合	3組合	2組合	0組合
	0.5%	9組合	8組合	1組合	0組合
特定保健指導	10.0%	10組合	8組合	2組合	0組合
	3.0%	11組合	9組合	2組合	0組合
	2.0%	19組合	13組合	4組合	2組合
	1.0%	22組合	20組合	2組合	0組合
	0.5%	13組合	6組合	4組合	3組合

※特定健診と特定保健指導の両方で加算対象となった保険者は14組合（単一健保11組合、総合健保3組合）

〈2022年度支援金の加算額〉

	加算額	単一健保	総合健保等	共済組合
	加算総額	約10.3億円 1,026,011,946円 (993,505,383円)	約6.1億円 605,823,654円 (758,845,813円)	約2.5億円 249,161,083円 (138,336,038円)
加算対象の 1保険者あたり換算	約12.1百万円/保険者 12,070,729円 (8,210,788円)	約9.3百万円/保険者 9,320,364円 (7,227,102円)	約16.6百万円/保険者 16,610,739円 (12,576,003円)	約34.2百万円/保険者 34,205,442円 (19,264,706円)

※表中の（ ）内の数字は昨年度実績（参考値）

2022年度後期高齢者支援金の加算対象保険者（保険者種別毎の内訳）

〈2021年度特定健診・保健指導の実施状況〉

特定健診の実施率			加算率	該当保険者数		
単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保・私学共済 全国土木建築国保	2022年度 (2021年度実績)	単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保等
45%未満		42.5%未満	10%	1 組合	0 組合	1 組合
45%以上～50%未満		42.5%以上～45%未満	3.0%	8 組合		
50%以上～57.5%未満		45%以上～50%未満				
57.5%以上～60%未満		50%以上～55%未満	1.0%	3 組合		
60%以上～65%未満		55%以上～60%未満	0.5% (※)	1 1 組合		
65%以上～ 70%未満		60%以上～ 63.2%未満	—	1 7 組合		

特定保健指導の実施率			加算率	該当保険者数		
単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保・私学共済 全国土木建築国保	2022年度 (2021年度実績)	単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保等
0.1%未満			10%	1 2 組合		
0.1%以上～1%未満			3.0%	1 2 組合		
1%以上～2.75%未満		1%以上～1.5%未満				
2.75%以上～5.5%未満		1.5%以上～2.5%未満	2.0%	1 5 組合		
5.5%以上～7.5%未満		2.5%以上～3.5%未満	1.0%	2 0 組合		
7.5%以上～10%未満		3.5%以上～ 5%未満	0.5% 健保等のみ (※)	2 4 組合		
10%以上～ 11%未満	10%以上～ 11.7%未満	—	(共済組合のみ対象) 0.5% (※)	1 1 組合		
11%以上～ 11.4%未満	11.7%以上～ 13.5%未満	—	—	7 組合		

※表中の保険者数には加算除外要件に該当するものも含む。
 ※表中の黄色マスキングの区分は、翌年度支援金の基準では加算対象となる区分。

1. 加算について

2. 減算について

3. 保険者機能の総合評価の指標の達成状況

減算率の段階設定について

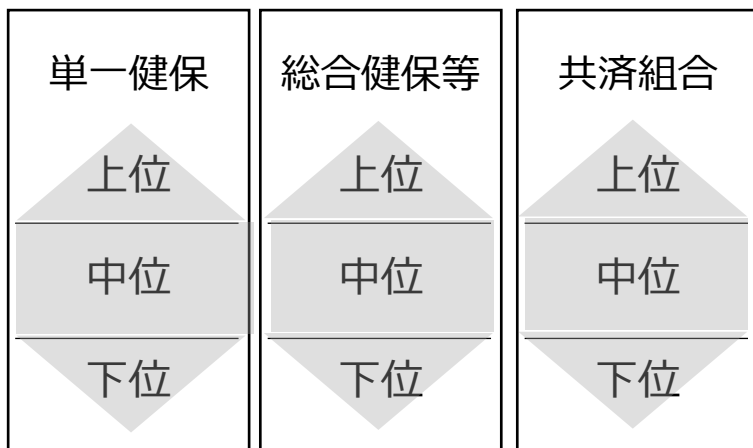
- 2018～2020年度の制度では、保険者種別ごとに3区分を行い得点調整を行っていたが、指標の基準値で保険者種別ごとの配慮を行っていることから、**2021年度以降は保険者種別関係なく一体で運用**している。
- 減算率の設定は、**下位の減算率ほど保険者数が多くなるように区分**されている。また、減算保険者の増加が見込まれることから、**区分を5段階**に設定している。

見直し前（2018～2020年度）

変更内容

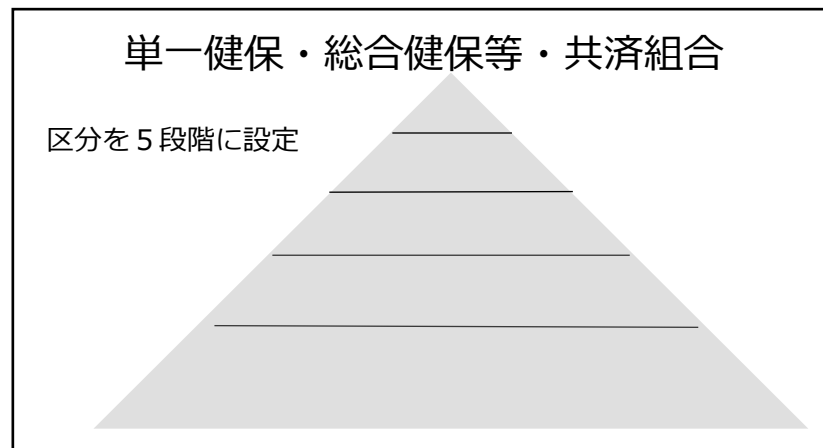
- 保険者種別ごとに標準偏差（平均値±1SD）を用いて、上位・中位・下位の3区分
- 各区分の構成比は4 : 17 : 4
- 減算率の比は7.5 : 4 : 2

構成比のイメージ



現行制度（2021～2023年度）

- 保険者種別関係なく一体で運用
- 区分数を増加（3区分⇒5区分）
- 各区分の構成比は下位ほど高く設定
- 減算率の比は次頁以降のとおり



【後期高齢者支援金の減算率の計算方法①】 現行制度の各区分の構成比・減算率

各区分の構成比

- 減算対象保険者の上位層が、ごく一部の優良な保険者のみで固定化されるよりも、適度に入れ替わりが生じる構成比の方が、よりインセンティブが働くことを勘案し、現行制度の各区分の構成比は裾の狭いピラミッド型をイメージして以下のように設定する。

➤ 第1区分から第5区分の構成比：「**1.0 : 2.0 : 3.5 : 3.7 : 3.9**」（裾の狭いピラミッド型）

第1区分・・・減算対象保険者の約7%

第4区分・・・減算対象保険者の約26%

第2区分・・・減算対象保険者の約14%

第5区分・・・減算対象保険者の約28%

第3区分・・・減算対象保険者の約25%

各区分の減算率の比

- 減算対象各保険者が毎年1区分上位を目指すことの経済的インセンティブが感じられるように、**隣接する区分の減算率の差を均等に設定**する。
- 保険者種別関係無く一体で運用することや、構成比をピラミッド型にする等の大きな見直しがあったことを勘案し、**減算率の比は見直し前と同程度（第1区分の減算率は第5区分の3.75倍）に維持**している。

➤ 第1区分から第5区分の減算率の比：「**3.75 : 3.06 : 2.38 : 1.69 : 1.00**」

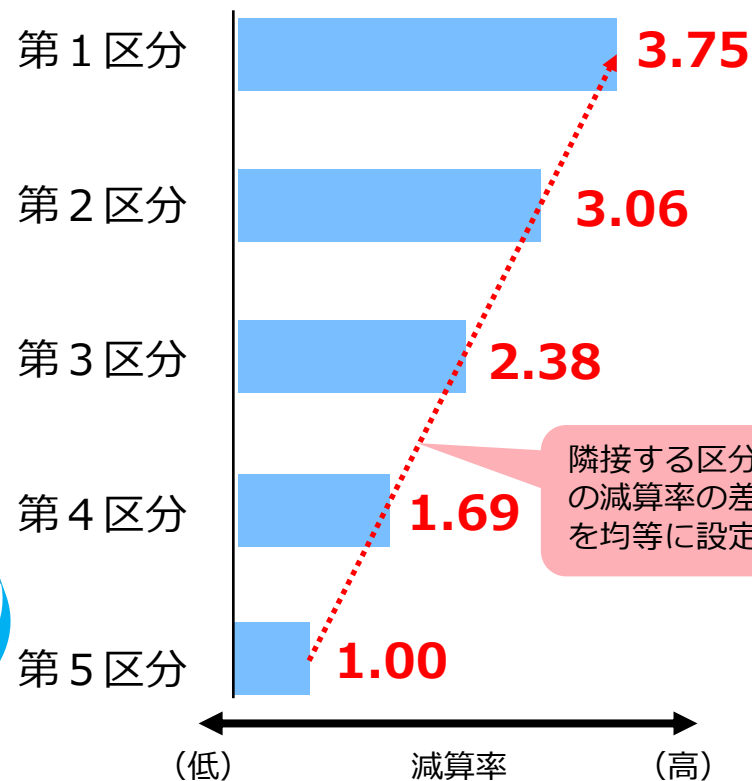
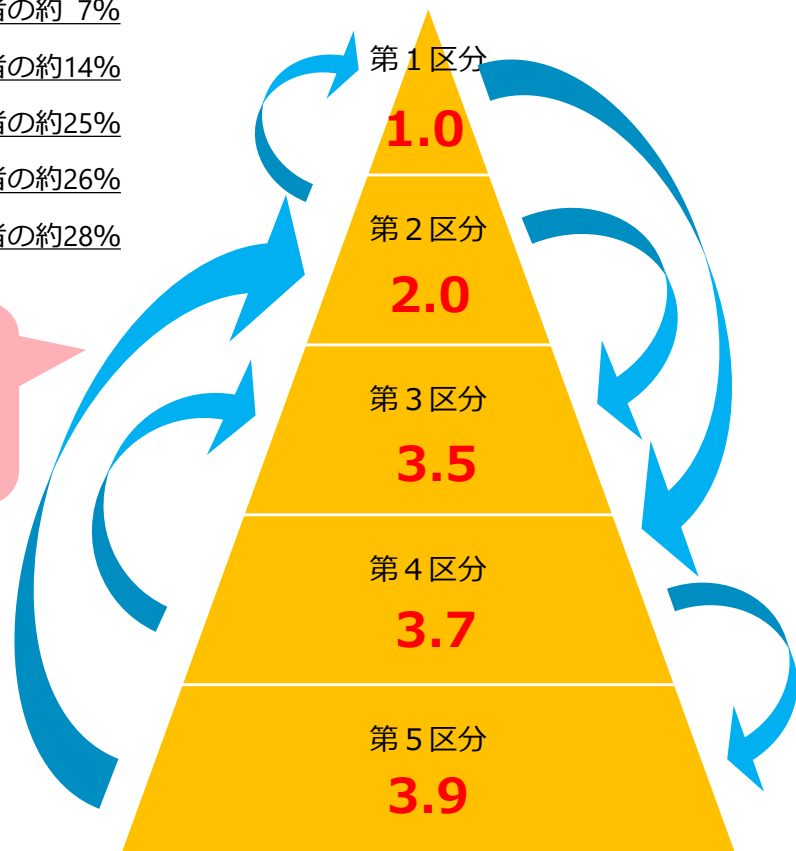
【後期高齢者支援金の減算率の計算方法①】

補足：現行制度の各区分の構成比・減算率の比（イメージ）

- 第1区分から第5区分の構成比：「1.0：2.0：3.5：3.7：3.9」（幅の狭いピラミッド型）
- 減算対象各保険者が毎年1区分上位を目指すことの経済的インセンティブが感じられるように、隣接する区分の減算率の差を均等に設定し、減算率の比は2018～2020年度の制度と同程度とする。

- 第1区分・・・減算対象保険者の約7%
- 第2区分・・・減算対象保険者の約14%
- 第3区分・・・減算対象保険者の約25%
- 第4区分・・・減算対象保険者の約26%
- 第5区分・・・減算対象保険者の約28%

上位区分と下位区分で保険者の格付けにあまり差をつけなため、適度に入れ替わりが生じる



【後期高齢者支援金の減算率の計算方法②】 各区分の構成比の補正に関する考え方

- 減算対象保険者の合計点数が高いものから順に並べて第1区分から第5区分に分けるときの、隣接する区分の当落線上に同点の保険者が並ぶ場合がある。このとき、第1区分から順に、当落線上にある保険者を隣接する下位区分に割り当てる操作を行う。
- 上記の操作により、補正後には第5区分／第1区分は基準値（=3.9）以上にはなるものの、**各区分の構成比を下位ほど高く設定する要件**は満たされる。

保険者名	合計点数 (降順)	補正前の区分	補正後の区分
山形銀行健康保険組合 ※1	163	1	1
K O A 健康保険組合	159	1	1
アドバンテスト健康保険組合	158	1	1
しんくみ東海北陸健康保険組合	151	1	1
花王健康保険組合	150	1	1
グラクソ・スミスクライン健康保険組合	149	1	1
第一生命健康保険組合	147	1	1
資生堂健康保険組合	147	1	1
大同特殊鋼健康保険組合	146	1	1
ブラザー健康保険組合	146	1	1
徳島大正銀行健康保険組合	146	1	1
京都中央信用金庫健康保険組合	145	1	1
ライオン健康保険組合	144	1	1
豊田自動織機健康保険組合	144	1	1
共愛会健康保険組合	144	1	1
S C S K 健康保険組合	143	1	1
デンソー健康保険組合	143	1	1
明治安田生命健康保険組合	140	1	1
北國 F H D 健康保険組合	140	1	1
アコム健康保険組合	139	1	1
ホトニクスグループ健康保険組合	139	1	1
愛鉄連健康保険組合	139	1	1
朝日生命健康保険組合 ※2	138	1 ※3	2
小松製作所健康保険組合	138	1	2
豊島健康保険組合	138	2	2
熊本銀行健康保険組合	138	2	2
鹿児島銀行健康保険組合	138	2	2
トッパングループ健康保険組合	137	2	2
コスモスイニシアグループ健康保険組合	137	2	2

(以下省略)

〈2022年度支援金の減算対象保険者における具体例〉

- ※1 : **赤枠** は、補正前の第1区分に属する減算対象保険者（減算対象保険者の約7%）
- ※2 : **緑枠** は、第1区分と第2区分の当落線上に同点（138点）で並んでいる保険者。
- ※3 : **紫枠** は、※2の保険者を第1区分から第2区分に割り当てる操作を行ったもの。

減算対象保険者における各区分の構成比と減算率（2022年度支援金）

- 2022年度支援金の減算対象保険者は**346組合（対前年度比39.5%ポイント増）**であった。
- 減算対象保険者の各区分の構成比（補正後）は、いずれの区分においても隣接する下位区分の方が高くなり、第5区分／第1区分が**4.91（基準値＝3.9の1.26倍）**となった。
- 減算対象保険者の各区分の減算率は、**隣接する各区分との差が0.04%ポイントで均等**である。また、**第1区分の減算率は0.238%**となり、**第1区分／第5区分は3.75（前年度と同程度）**となった。

区分	各区分の構成比		減算対象 保険者	減算率			減算率
	補正前	補正後		単一健保	総合健保等	共済組合	
第1区分	1.0	1.00	22組合	20組合	2組合	0組合	0.238%
第2区分	2.0	2.14	47組合	39組合	7組合	1組合	0.194%
第3区分	3.5	3.77	83組合	62組合	13組合	8組合	0.151%
第4区分	3.7	3.91	86組合	70組合	8組合	8組合	0.107%
第5区分	3.9	4.91	108組合	70組合	26組合	12組合	0.063%
計			346組合	261組合	56組合	29組合	

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第1区分）】

第1区分（減算率0.238%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が139点以上

単一健保（20組合）	点数
山形銀行健康保険組合	163
K O A 健康保険組合	159
アドバンテスト健康保険組合	158
花王健康保険組合	150
グラクソ・スミスクライン健康保険組合	149
第一生命健康保険組合	147
資生堂健康保険組合	147
大同特殊鋼健康保険組合	146
ブラザー健康保険組合	146
徳島大正銀行健康保険組合	146
京都中央信用金庫健康保険組合	145
ライオン健康保険組合	144
豊田自動織機健康保険組合	144
共愛会健康保険組合	144
S C S K 健康保険組合	143
デンソー健康保険組合	143

単一健保（続き）	点数
明治安田生命健康保険組合	140
北國F H D健康保険組合	140
アコム健康保険組合	139
ホトニクスグループ健康保険組合	139

総合健保等（2組合）	点数
しんくみ東海北陸健康保険組合	151
愛鉄連健康保険組合	139

共済組合（0組合）	点数

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第2区分）】

第2区分（減算率0.194%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が130点以上～138点以下

単一健保（39組合）	点数
朝日生命健康保険組合	138
小松製作所健康保険組合	138
豊島健康保険組合	138
熊本銀行健康保険組合	138
鹿児島銀行健康保険組合	138
トッパングループ健康保険組合 (現：TOPPANグループ健康保険組合)	137
コスモスイニシアグループ健康保険組合	137
ヤマトグループ健康保険組合	136
大塚商会健康保険組合	136
YG健康保険組合	136
阿波銀行健康保険組合	136

単一健保（続き）	点数
公庫関係健康保険組合	135
北陸銀行健康保険組合	135
石塚硝子健康保険組合	135
カゴメ健康保険組合	135
サーラグループ健康保険組合	135
岩谷産業健康保険組合	135
長谷工健康保険組合	134
キクチ健康保険組合	134
TOTO健康保険組合	134
野村証券健康保険組合	133
日本工営健康保険組合	133
渡辺パイプ健康保険組合	133
トヨタ自動車健康保険組合	133
タダノ健康保険組合	133

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第2区分）】

第2区分（減算率0.194%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が130点以上～138点以下

単一健保（続き）	点数
きらやか健康保険組合	132
コニカミノルタ健康保険組合	132
三菱UFJ信託銀行健康保険組合	132
日本ガイシ健康保険組合	132
平田機工健康保険組合	132
溪仁会健康保険組合	131
アクサ生命健康保険組合	131
ノバルティス健康保険組合	131
YKK健康保険組合	131
三保造船健康保険組合	131
豊田合成健康保険組合	131
イトーキ健康保険組合	131
大東建託健康保険組合	130
日新電機健康保険組合	130

総合健保等（7組合）	点数
愛知県信用金庫健康保険組合	136
トヨタ関連部品健康保険組合	136
三重県農協健康保険組合	135
北海道農業団体健康保険組合	133
福岡県農協健康保険組合	133
山形県自動車販売健康保険組合	130
東京都信用金庫健康保険組合	130

共済組合（1組合）	点数
警察共済組合	136

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第3区分）】

第3区分（減算率0.151%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が117点以上～129点以下

単一健保（62組合）	点数
フィデア健康保険組合	129
大和証券グループ健康保険組合	129
丸井健康保険組合	129
岐阜信用金庫健康保険組合	129
ヤマハ健康保険組合	129
太陽誘電健康保険組合	128
矢崎健康保険組合	128
F U J I 健康保険組合	128
住友ファーマ健康保険組合	128
三菱マテリアル健康保険組合	127
中外製薬健康保険組合	127
北野建設健康保険組合	127
ノリタケグループ健康保険組合	127
ワコール健康保険組合	127
南都銀行健康保険組合	127
沖縄電力健康保険組合	127

単一健保（続き）	点数
みちのく銀行健康保険組合	126
新電元工業健康保険組合	126
ファイザー健康保険組合	126
内田洋行健康保険組合	125
聖隷健康保険組合	125
岡谷鋼機健康保険組合	125
山口フィナンシャルグループ健康保険組合	125
日産自動車健康保険組合	124
肥後銀行健康保険組合	124
ニッポン健康保険組合	123
H. U. グループ健康保険組合	123
スズキ健康保険組合	123
A Tグループ健康保険組合	123
小倉記念病院健康保険組合	123
南日本銀行健康保険組合	123

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第3区分）】

第3区分（減算率0.151%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が117点以上～129点以下

単一健保（続き）	点数
栃木銀行健康保険組合	122
アルバック健康保険組合	122
十六フィナンシャルグループ健康保険組合	122
トヨタ紡織健康保険組合	122
島津製作所健康保険組合	122
ダイハツ健康保険組合	122
西川ゴム工業健康保険組合	122
雪の聖母会健康保険組合	122
大分銀行健康保険組合	122
北日本銀行健康保険組合	121
フジクラ健康保険組合	121
ディスコ健康保険組合	121
横浜銀行健康保険組合	121
富士通ゼネラル健康保険組合	121

単一健保（続き）	点数
オエノンホールディングス健康保険組合	120
日本製鋼所健康保険組合	120
三菱UFJニコス健康保険組合	120
東京エレクトロン健康保険組合	120
トヨタ車体健康保険組合	120
北洋銀行健康保険組合	119
中部日本放送健康保険組合	119
大同メタル健康保険組合	119
小島健康保険組合	119
ポーラ・オルビスグループ健康保険組合	118
福井銀行健康保険組合	118
サンゲツ健康保険組合	118
京セラ健康保険組合	118
総合警備保障健康保険組合	117
保土谷化学健康保険組合	117
スズケン健康保険組合	117
NTN健康保険組合	117

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第3区分）】

第3区分（減算率0.151%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が117点以上～129点以下

総合健保等（13組合）	点数
愛知県農協健康保険組合	129
北関東しんきん健康保険組合	128
埼玉県農協健康保険組合	127
東京都食品健康保険組合	127
富山県自動車販売店健康保険組合	126
岩手県自動車販売健康保険組合	124
静岡県農業団体健康保険組合	123
北海道信用金庫健康保険組合	122
新潟県農業団体健康保険組合	122
長野県農業協同組合健康保険組合	119
長野県機械金属健康保険組合	119
秋田県自動車販売健康保険組合	118
静岡県信用金庫健康保険組合	117

共済組合（8組合）	点数
東京都市町村職員共済組合	125
香川県市町村職員共済組合	125
地方職員共済組合	124
大分県市町村職員共済組合	124
岡山県市町村職員共済組合	122
栃木県市町村職員共済組合	119
三重県市町村職員共済組合	118
岐阜県市町村職員共済組合	117

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第4区分）】

第4区分（減算率0.107%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が102点以上～116点以下

単一健保（70組合）	点数
沖電気工業健康保険組合	116
アサヒグループ健康保険組合	116
社会保険支払基金健康保険組合	116
佐賀銀行健康保険組合	116
N Xグループ健康保険組合	115
東京海上日動健康保険組合	115
F R健康保険組合	115
第四北越銀行健康保険組合	115
東北電力健康保険組合	114
常陽銀行健康保険組合	114
植木組健康保険組合	114
極東開発健康保険組合	114
大王製紙健康保険組合	114
P a y P a yカード健康保険組合	114
P w C健康保険組合	113
独立行政法人都市再生機構健康保険組合	113
八十二銀行健康保険組合	113
静岡新聞放送健康保険組合	113

単一健保（続き）	点数
ワールド健康保険組合	113
帝人グループ健康保険組合	113
スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	112
けいじゅ健康保険組合	112
中部電力健康保険組合	112
サントリー健康保険組合	112
バルカー健康保険組合	112
第一三共グループ健康保険組合	111
協和エクシオ健康保険組合 (現：エクシオグループ健康保険組合)	111
日本ケミコン健康保険組合	111
日本事務器健康保険組合	111
J F E健康保険組合	111
ネスレ健康保険組合	111
森永健康保険組合	110
ジェイティービー健康保険組合	110
日産化学健康保険組合	110
日本電産コパル健康保険組合 (現：ニデックプレシジョン健康保険組合)	110

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第4区分）】

第4区分（減算率0.107%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が102点以上～116点以下

単一健保（続き）	点数
ヤクルト健康保険組合	110
ミサワホーム健康保険組合	110
日本マクドナルド健康保険組合	110
近畿日本ツーリスト健康保険組合	109
ビー・エス・エヌ健康保険組合	109
チノン健康保険組合	109
A I G健康保険組合	108
大垣共立銀行健康保険組合	108
北陸鉄道健康保険組合	107
ユニーグループ健康保険組合	107
日本新薬健康保険組合	107
クラレ健康保険組合	107
中国新聞健康保険組合	107
北海道銀行健康保険組合	106
東和銀行健康保険組合	106
ダイエー健康保険組合	106
アビーム健康保険組合	106
オムロン健康保険組合	106

単一健保（続き）	点数
T D K健康保険組合	105
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	105
紀文健康保険組合	105
栗田健康保険組合	105
ローソン健康保険組合	105
富士ソフト健康保険組合	105
旭テック健康保険組合	105
名古屋銀行健康保険組合	105
オリジン健康保険組合	104
太陽生命健康保険組合	104
味の素健康保険組合	104
リンナイ健康保険組合	104
ヤマザキマザック健康保険組合	104
日本トランスシティ健康保険組合	104
ベンチャーバンク健康保険組合	103
グリコ健康保険組合	102
東洋機械金属健康保険組合	102

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第4区分）】

第4区分（減算率0.107%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が102点以上～116点以下

総合健保等（8組合）	点数
北海道医療健康保険組合	116
千葉県医業健康保険組合	116
群馬県農業団体健康保険組合	113
大阪府農協健康保険組合	109
熊本県自動車販売店健康保険組合	105
横浜港運健康保険組合	104
群馬県自動車販売健康保険組合	103
岐阜県プラスチック事業健康保険組合	103

共済組合（8組合）	点数
京都市職員共済組合	113
茨城県市町村職員共済組合	112
静岡県市町村職員共済組合	112
愛知県市町村職員共済組合	110
北九州市職員共済組合	109
秋田県市町村職員共済組合	105
公立学校共済組合	104
山口県市町村職員共済組合	103

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第5区分）】

第5区分（減算率0.063%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が101点以下

単一健保（70組合）	点数
カルビー健康保険組合	101
中越パルプ工業健康保険組合	101
S M B Cファイナンスサービス健康保険組合	101
サンヨー連合健康保険組合	101
高知銀行健康保険組合	101
七十七銀行健康保険組合	100
シミックグループ健康保険組合	100
スクロール健康保険組合	100
中京銀行健康保険組合	100
ダスキン健康保険組合	100
安田日本興亜健康保険組合	99
伊藤忠連合健康保険組合	99
モトローラ健康保険組合	99
池田泉州銀行健康保険組合	99
住友共同電力健康保険組合	99
イズミグループ健康保険組合	98
東海放送健康保険組合	97
近森会健康保険組合	97

単一健保（続き）	点数
I H Iグループ健康保険組合	96
シチズン健康保険組合	96
ジェイテクト健康保険組合	96
タカラスタンダード健康保険組合	96
日本甜菜製糖健康保険組合	95
船場健康保険組合	95
フジテック健康保険組合	95
中国電力健康保険組合	95
千葉銀行健康保険組合	94
日本年金機構健康保険組合	94
平和堂健康保険組合	94
武田薬品健康保険組合	94
公文健康保険組合	94
宮崎銀行健康保険組合	94
日本ゼオン健康保険組合	93
兼松健康保険組合	93
大倉工業健康保険組合	93

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第5区分）】

第5区分（減算率0.063%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が101点以下

単一健保（続き）	点数
東洋製罐健康保険組合	92
テレビ朝日健康保険組合	92
サノフィ健康保険組合	92
シーイーシー健康保険組合	92
新潟臨港健康保険組合	92
ニューオータニ健康保険組合	91
不二越健康保険組合	91
キッセイ健康保険組合	91
NDS健康保険組合	91
住友商事健康保険組合	91
伊予銀行健康保険組合 (現：いよぎんグループ健康保険組合)	91
ブリヂストン健康保険組合	90
東宝健康保険組合	90
スリーエムジャパン健康保険組合	88
古河健康保険組合	87
コクヨ健康保険組合	87
デル健康保険組合	87

単一健保（続き）	点数
電源開発健康保険組合	86
愛知製鋼健康保険組合	86
FWD生命保険健康保険組合	86
IHG・ANAホテルズ健康保険組合	85
トヨタ販売連合健康保険組合	85
グンゼ健康保険組合	85
日立物流健康保険組合 (現：ロジスティード健康保険組合)	84
オリエントコーポレーション健康保険組合	84
蝶理健康保険組合	81
日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合	80
不二サッシ健康保険組合	79
ペガサス健康保険組合	75
日本道路健康保険組合	71
農林中央金庫健康保険組合	68
ユニプレス健康保険組合	68
鉄道弘済会健康保険組合	66
商船三井健康保険組合	63
コロナ健康保険組合	62

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第5区分）】

第5区分（減算率0.063%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が101点以下

総合健保等（26組合）	点数
東京都家具健康保険組合	98
三岐しんきん健康保険組合	98
大阪港湾健康保険組合	98
宮城県自動車販売健康保険組合	97
東京都情報サービス産業健康保険組合	96
観光産業健康保険組合	96
大阪自転車健康保険組合	96
経済団体健康保険組合	93
管工業健康保険組合	92
広島県自動車販売健康保険組合	92
岐阜県自動車販売健康保険組合	91
愛知県自動車販売健康保険組合	91
東京金属事業健康保険組合	90
東京都鉄二健康保険組合	90
静岡県金属工業健康保険組合	90

総合健保等（続き）	点数
東京広告業健康保険組合	88
千葉県農協健康保険組合	87
名古屋文具紙製品健康保険組合	86
和歌山県農協健康保険組合	86
山陰自動車業健康保険組合	85
神奈川県プラスチック事業健康保険組合	83
海空運健康保険組合	80
山口県自動車販売健康保険組合	80
京都府農協健康保険組合	77
甲信越しんきん健康保険組合	74
東京化粧品健康保険組合	61

【2022年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（第5区分）】

第5区分（減算率0.063%）の該当基準

- ▶ 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施（大項目2は2つ）している保険者のうち、合計点数が101点以下

共済組合（12組合）	点数
岩手県市町村職員共済組合	101
宮崎県市町村職員共済組合	101
沖縄県市町村職員共済組合	98
福井県市町村職員共済組合	97
熊本県市町村職員共済組合	97
愛知県都市職員共済組合	94
経済産業省共済組合	90
滋賀県市町村職員共済組合	90
徳島県市町村職員共済組合	85
高知県市町村職員共済組合	85
鳥取県市町村職員共済組合	84
佐賀県市町村職員共済組合	80

3

1. 加算について

2. 減算について

3. 保険者機能の総合評価の指標の達成状況

保険者機能の総合評価の指標の達成状況（2022年度支援金実績）

〈単一健保・総合健保等・共済組合の保険者種別ごと〉

総合評価の項目	重点項目	配点	全体（1,458組合）		単一健保（1,119組合）		総合健保等（255組合）		共済組合（84組合）	
			保険者数	保険者割合	保険者数	保険者割合	保険者数	保険者割合	保険者数	保険者割合
大項目1 特定健診・特定保健指導の実施（法定の義務）			608組合	41.7%	485組合	43.3%	84組合	32.9%	39組合	46.4%
① 特定健診・特定保健指導の実施率（実施率が基準値以上）	○	10~50	608組合	41.7%	485組合	43.3%	84組合	32.9%	39組合	46.4%
② 被扶養者の特定健診・保健指導の実施率（基準値に対する達成率）	—	0~10	994組合	68.2%	712組合	63.6%	207組合	81.2%	75組合	89.3%
③ 特定保健指導の対象者割合の減少	—	0~25	1,213組合	83.2%	906組合	81.0%	227組合	89.0%	80組合	95.2%
大項目2 要医療の者への受診勧奨、糖尿病等の重症化予防			737組合	50.5%	542組合	48.4%	142組合	55.7%	53組合	63.1%
① 個別に受診勧奨・受診の確認	○	5	1,083組合	74.3%	806組合	72.0%	214組合	83.9%	63組合	75.0%
② 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診に受診を要する者の医療機関受診率	—	5~10	762組合	52.3%	546組合	48.8%	156組合	61.2%	60組合	71.4%
③ 糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組Ⅰ	○	3	803組合	55.1%	599組合	53.5%	147組合	57.6%	57組合	67.9%
④ 糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組Ⅱ	—	3	390組合	26.7%	290組合	25.9%	70組合	27.5%	30組合	35.7%
大項目3 加入者への分かりやすい情報提供、特定健診のデータの保険者間の分析			1,082組合	74.2%	816組合	72.9%	196組合	76.9%	70組合	83.3%
① 情報提供の際にICTを活用・対面での健診結果の情報提供	○	2	1,082組合	74.2%	816組合	72.9%	196組合	76.9%	70組合	83.3%
② 保険者共同での特定健診データの分析、共同事業の実施	—	2	469組合	32.2%	339組合	30.3%	85組合	33.3%	45組合	53.6%
大項目4 後発医薬品の使用促進、加入者の適正服薬を促す取組の実施状況			1,117組合	76.6%	810組合	72.4%	230組合	90.2%	77組合	91.7%
① 後発医薬品の理解促進、後発医薬品差額通知の実施、効果の確認	○	3	1,117組合	76.6%	810組合	72.4%	230組合	90.2%	77組合	91.7%
② 後発医薬品の使用割合（使用割合が基準値以上）	—	5~15	1,408組合	96.6%	1,070組合	95.6%	254組合	99.6%	84組合	100.0%
③ 加入者の適正服薬の取組の実施	—	4	400組合	27.4%	305組合	27.3%	77組合	30.2%	18組合	21.4%

保険者機能の総合評価の指標の達成状況（2022年度支援金実績）

〈単一健保・総合健保等・共済組合の保険者種別ごと〉

総合評価の項目	重点項目	配点	全体（1,458組合）		単一健保（1,119組合）		総合健保等（255組合）		共済組合（84組合）	
			保険者数	保険者割合	保険者数	保険者割合	保険者数	保険者割合	保険者数	保険者割合
大項目5 がん検診・歯科健診等（人間ドックによる実施を含む）			1,365組合	93.6%	1,044組合	93.3%	239組合	93.7%	82組合	97.6%
① がん検診の実施状況	○	4	1,311組合	89.9%	999組合	89.3%	232組合	91.0%	80組合	95.2%
② がん検診の結果に基づく受診勧奨	—	5~10	354組合	24.3%	280組合	25.0%	48組合	18.8%	26組合	31.0%
③ 市町村が実施するがん検診の受診勧奨	○	2	571組合	39.2%	446組合	39.9%	82組合	32.2%	43組合	51.2%
④ 歯科健診・受診勧奨	○	9	396組合	27.2%	299組合	26.7%	63組合	24.7%	34組合	40.5%
⑤ 歯科保健指導	○	6	377組合	25.9%	269組合	24.0%	66組合	25.9%	42組合	50.0%
⑥ 予防接種の実施	—	3	1,261組合	86.5%	968組合	86.5%	227組合	89.0%	66組合	78.6%
大項目6 加入者に向けた健康づくりの働きかけ			1,263組合	86.6%	973組合	87.0%	213組合	83.5%	77組合	91.7%
① 運動習慣	○	2	997組合	68.4%	771組合	68.9%	157組合	61.6%	69組合	82.1%
② 食生活の改善	○	2	728組合	49.9%	565組合	50.5%	106組合	41.6%	57組合	67.9%
③ こころの健康づくり	○	2	823組合	56.4%	635組合	56.7%	117組合	45.9%	71組合	84.5%
④ 喫煙対策事業	○	8	957組合	65.6%	756組合	67.6%	152組合	59.6%	49組合	58.3%
⑤ インセンティブを活用した事業の実施	○	4	614組合	42.1%	472組合	42.2%	103組合	40.4%	39組合	46.4%
大項目7 被用者保険固有の取組等の実施状況			1,439組合	98.7%	1,104組合	98.7%	251組合	98.4%	84組合	100.0%
① 産業医・産業保健師との連携	○	4	945組合	64.8%	805組合	71.9%	102組合	40.0%	38組合	45.2%
② 健康宣言の策定や健康づくり等の共同事業の実施	○	4	1,281組合	87.9%	982組合	87.8%	236組合	92.5%	63組合	75.0%
③ 就業時間内の特定保健指導の実施の配慮	○	4	1,381組合	94.7%	1,065組合	95.2%	232組合	91.0%	84組合	100.0%
④ 退職後の健康管理の働きかけ	○	4	602組合	41.3%	471組合	42.1%	68組合	26.7%	63組合	75.0%